

令和8年度沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業 業務委託に係る企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。国会及び県議会において、当初予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託事業名

令和8年度沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業

2 目的

沖縄県のひとり親家庭の出現率は全国平均の約2倍であり、また、ひとり親家庭の就労状況は不安定な雇用形態の割合が約4割と高いことが課題となっている。

このため、ひとり親家庭の親に対し、就労環境の改善（現就労先における勤務条件の向上や勤務条件の向上を図るための転職又は就職）に役立つ技能習得講座を実施するとともに、就労先の企業開拓や企業とのマッチング等の就業支援を通して、ひとり親家庭の親の就労環境の改善を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 委託料の上限額

68,998,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 委託業務の内容

令和8年度沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業業務委託仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を

経過していない者であること。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本社を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (7) 沖縄県内で技能習得支援実績があり、かつ、これら技能習得者の就職等支援に実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (8) 国、地方公共団体その他類似団体から技能習得又は就労支援に係る業務、若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (9) 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第4条に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上が要件を満たすこと。

7 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書の様式は、A4版25頁以内とし、ページ番号を付すこと。
- (2) 企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。
 - ア 本事業の実施体制（従事者候補の職務履歴、実績等を明記）
 - イ 本事業のスケジュール
 - ウ 本事業の効果的な周知及び広報に関すること（広報媒体、広報イメージ等）
 - エ 説明会の実施に関すること
 - オ 技能習得講座の内容

- カ オで習得した技能を生かした現場実習（OJT）の実施方法
 - キ 就労先の情報提供や企業とのマッチング等の就業支援及び企業開拓など、受講者の就労環境の改善等の支援方法
 - ク 配置する就労支援コーディネーターの職務経歴と支援体制
 - ケ 子育てサポートの実施体制
 - コ 受講者のモチベーション維持のための交流行事等の内容
 - サ 転職先として開拓予定の企業業種や開拓にあたって企業選定ポイント
 - シ 本事業の事業効果を高めるための独自提案
 - ス 技能習得の支援に関する実績（自社（自主）事業及び受託事業）
 - セ 就労環境の改善等の就業支援に関する実績
- (3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業・団体等の名称（技能習得、企業開拓の連携企業、現場研修（OJT）の連携企業、子育てサポートの連携企業等）の記載については、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。
- (4) 企画提案書は「8 申請書類(3)①～⑦」を一式にまとめて8部提出すること。

8 申請書類

本事業の委託提案に関する申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 質問書（様式1）
- (2) 企画提案参加届 ※ 以下の書類を一式にまとめて1部提出する。
 - ① 企画提案参加届（様式2）
 - ② コンソーシアム協定書（様式3）※コンソーシアムの場合に限る。
 - ③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式4）
 - ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ⑤ 職業紹介事業者の許可証等（写し）
 - ⑥ 誓約書（上記「6 参加資格(4)」関係）（様式5）
 - ⑦ 貸借対照表（直近3期分）
 - ⑧ 損益計算書（直近3期分）

※ ③、④、⑥、⑦、⑧について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。
- (3) 企画提案書 ※ 以下の書類を一式にまとめて8部提出すること。
 - ① 企画提案書表紙（様式6）
 - ② 会社概要
 - ③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式7）
 - ④ 企画提案書（任意様式、A4判、両面印刷、ページ番号付与）

※ 「7 企画提案書の内容」を確認すること。

 - ⑤ 実施体制図（任意様式）

- ⑥ スケジュール（任意様式）
- ⑦ 経費見積書（様式 8） ※ 経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

9 応募方法及びスケジュール

(1) 質問事項受付

質問書（様式 1）を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限 令和 8 年 3 月 4 日（水） 15 時（厳守）
- ② 提出方法 沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
電子メールアドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 回答方法 令和 8 年 3 月 6 日（金）までに女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加届の提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火） 17 時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(2)①～⑧」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

※ 企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。

(3) 企画提案書の提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金） 15 時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(3)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

(4) 企画提案書の書類確認及び書類審査

令和 8 年 3 月 16 日（月）（予定）

(5) プレゼンテーション審査

令和 8 年 3 月 24 日（火）（予定）

※ 企画提案者に対し、別途時間と場所を通知する。

(6) 委託契約締結

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

(7) 受講生募集

令和 8 年 4 月上旬～5 月中旬（予定）

(8) 講座期間

令和 8 年 6 月上旬～令和 8 年 3 月上旬（予定）

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 ひとり親支援班(担当:大城)

電話:098-866-2500 FAX:098-866-2589

Email:aa001309@pref.okinawa.lg.jp